

早起き朝ごはん運動 例」が制定されました。



る「日高町生きる力を育む早寝早起き朝ごはん運動の推進に関する条例」
1月28日に条例案が可決されました。2月1日に公布され、4月1日か
広報やホームページ等でお伝えしていきます。

今後の取り組み

今後は、早寝早起き朝ごはん運動を推進していくため、日高町社会教育
委員から構成される「日高町早寝早起き朝ごはん運動推進委員会」を設置
し、行動計画を策定していきます。(第8条)

行動計画で定められる事項は次のとおりです。

- 1) 家庭への支援
- 2) 自治会等への支援
- 3) 学校等への支援
- 4) 情報の提供及び学習機会の確保
- 5) その他



現在、町では次のような内容・事業を考えています。

- スマホやゲームのルール作り
- 児童・生徒に対する運動機会の提供
- 就学前児童に対する運動や学習など就学準備に対する支援
- 生活リズムチェックシートの活用
- 町広報やリーフレット等での情報提供
- 就学前児童に対するメディア機器使用に関する学習機会
- 啓発看板の設置



など

「日高町生きる力を育む早寝の推進に関する条例」

町では、子どもたちの生きる力を育むため、その基本的な理念や役割を定める制定に向けた取り組みを進めてきました。条例案を町議会1月会議に提出し、ら施行されます。町民の皆様は条例の内容や趣旨をご理解いただくため、今後、

条例の目的（第1条）

この条例は、日高町の次代を担う子どもたちを健全に育成するため、早寝早起き朝ごはん運動を推進することにより、子どもの生活習慣を整え、もって子どもの心と身体の健康を保持増進し、たくましく生きる力を育むことを目的とします。

家庭・自治会等・学校等・町の役割（第4条～第7条）

目的を達成するためには、家庭、自治会等及び学校等の協力が必要不可欠です。町全体が一体となり、取り組みを進めていきましょう。

家庭 (第4条)	保護者は、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めます。また、テレビの視聴時間、インターネットやゲームなどの使用時間を適切に管理し、子どもの適切な睡眠時間を確保するなど早寝早起き朝ごはん運動を実践し、子どもの健全な生活習慣の確立に努めます。
自治会等 (第5条)	自治会等は、健やかな子どもの育成に自治会等の主体的な関わりが果たす役割の大切さを認識し、自治会等の高い連帯意識を生かし、子どもの育成のために相互に連携し、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めます。
学校等 (第6条)	保育所及び幼稚園は、家庭で培われた望ましい生活習慣を助長し育成するよう努めます。小学校及び中学校は、入学前までに培われた望ましい生活習慣を助長し育成するよう努めます。高等学校は、生徒が自主性と責任感を持ち、自らの生活を律することができるよう努めます。
町 (第7条)	町は、家庭、自治会等及び学校等が一体となって子どもの生活習慣の健全化に向けて、早寝早起き朝ごはん運動を推進することができるよう必要な措置を講じます。また、早寝早起き朝ごはん運動の推進に向け、町民の理解を深めるため広報活動に努めます。